

NET21 オンライン利用規約

本規約はNET21のオンライン利用に関わる一切の關係に適用します。

第1条（本規約の範囲および変更）

NET21のオンラインまたはNET21が提供する手段を通じ随時各員に対して発表される諸規定は、本規約の一部を構成し、各員はこれを承諾します。またNET21は、各員の下承を得ることなくこの規約を変更することがあり、各員はこれを承諾します。この変更はNET21のオンラインまたはNET21が提供する手段を通じて随時各員に発表します。

第2条（社員）

社員は、NET21の指定する手続きにもとづき、本規約を承認のうえ、NET21の利用を申し込み、NET21が承認をした書店とします。

入社は法人単位とし、2店舗以上有する書店は、各店舗で登録するものとします。

第3条（社員の承認）

NET21は利用申込を行った店が、以下の項目に該当する場合は入社の承認をしない場合があります。または承認後であっても承認の取消を行う場合があります。

- （1）過去に規約違反などにより、NET21への資格の取消が行われていることが判明した場合
- （2）NET21の利用料金の支払を怠っていることが判明した場合
- （3）NET21が資格を付与することを不適當と判断する場合
- （4）利用申込内容に虚偽、誤記等があったことが判明した場合

第4条（変更の届け出）

各員は、住所、代表者、その他 NET21 への届け出内容に変更があった場合には、速やかに変更の届け出を NET21 に行うものとします。

第5条（設備等）

各員は、NET21 を利用するために必要な通信機器、その他すべての機器を、自己の負担において、準備するものとします。その際、必要な手続きは各員が自己の責任と費用で行うものとします。

第6条（NET21 の内容の変更）

NET21 は、各員への事前の通知なくして、NET21 の諸条件、運用規則、その他の内容を変更することがあり、各員は、これを承諾します。この変更には価格の変更およびネットワークの内容の部分的な改廃などをふくみますが、これらに限定されません。この変更などについては、NET21 のオンラインまたは NET21 が提供する手段を通じ、発表するものとします。

第7条（ネットワークの一時的な中断）

NET21 は次に該当する場合には、各員に事前に連絡することなく、一時的にネットワークを中断する場合があります。

（1）火災、停電などによりネットワークの提供が出来なくなった場合

（2）地震、噴火、洪水、津波などの天災によりネットワークの提供が出来なくなった場合

（3）戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議などによりネットワークの提供が出来なくなった場合

(4) その他、運用上、技術上 NET21 がネットワークの一時的な中断を必要と判断した場合

第 8 条 (損害賠償)

NET21 はネットワークの利用により発生した各員の損害すべてにたいし、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。各員が NET21 のオンライン利用によって第三者に対して損害を与えた場合、各員は自己の責任と費用を解決し、NET21 に損害を与えることのないものとします。会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって NET21 に損害を与えた場合、NET21 は当該各員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第 9 条 (ネットワークの私的使用)

各員は、NET21 が承認した場合を除き、NET21 を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版その他いかなる方法に於いても各員の個人または個店としての私的使用以外を使用することができません。また第三者をして、NET21 を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版または使用させたり、または公開したりすることはできません。

第 10 条 (NET21 の利用料金など)

NET21 の利用料金、算定方法およびその支払い方法などは、別途定める内容に従うものとします。なお、各員は、利用料金などに係わる消費税およびその他、賦課される税を負担するものとします。

第 11 条 (売上情報について)

NET21 の有する情報の信頼性を保持するため、売上情報は一切他所へ持ち出さないこととします。もし持ち出しが判明した場合、資格の取り消しのみならず、罰金として百万円を NET21 に支払うものとします。また、自店で回収した売上スリップは、契約外の出版社へ送付する以外は自己責任で廃棄することとします。

第12条（資格の取消）

次の各号の一つにでも該当する場合は、NET21は、当該各員の資格を一時停止または取り消すことが出来ます。この場合 NET21 は既にお支払いいただいた利用料金の払い戻しなどは、一切行いません。

- （1）入会時に虚偽の申告をした場合
- （2）NET21 の運営を妨害した場合
- （3）NET21 の情報の改ざんを行った場合
- （4）NET21 の利用料金などの支払債務の履行を遅滞し、または支払を拒否した場合
- （5）本規約のいずれかに違反した場合
- （6）その他 NET21 が不相当と判断した場合

第13条（退社）

各員が退社する場合は、退社しようとする日の90日前までに書式にて NET21 に届け出るものとし、NET21 に対する債務の全額を直ちに支払うものとし、NET21 は、既にお支払いいただいた利用料金の払い戻しなどは一切行いません。

平成13年6月1日発効